



無配当 無解約払戻金型医療保険 (2013)

病気・ケガの中でも**七大生活習慣病**は特に手厚く保障。
保障が**一生涯**にわたって確保できます。



契約概要 / 注意喚起情報兼商品パンフレット

- ◆ この書面は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」および「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ◆ 「医療保険 新CURE[キュア]」「医療保険 新CURE Lady[キュア・レディ]」は、オリックス生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。

■募集代理店

■引受保険会社



この保険の引受保険会社はオリックス生命保険株式会社です。
株式会社三菱UFJ銀行はオリックス生命保険株式会社の募集代理店です。

考えてみませんか、もしものこと、医療保険のこと

特長
1

病気・ケガによる入院を一生涯保障

病気やケガで入院された場合を一生涯保障。更新がありませんので、途中で保険料が上がることはありません。また、日帰り入院から保障します。

特長
2

入院の有無にかかわらず約1,000種類の手術を保障

公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療・骨髄移植、先進医療、骨髄幹細胞の採取術を、入院中に受けられた場合には主契約の入院給付金日額の20倍、外来で受けられた場合には主契約の入院給付金日額の5倍の手術給付金をお支払いします。

特長
3

特則・特約のプラスでさらに保障を充実

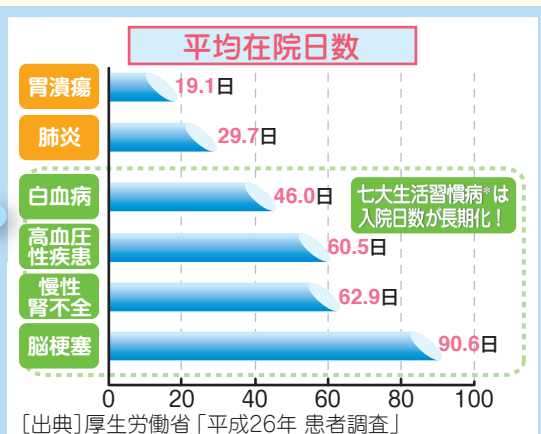
七大生活習慣病入院給付特則、女性入院特約(2007)、先進医療特約(2018)、入院一時金特約、通院治療支援特約(退院時一時金給付型)、重度三疾病一時金特約、がん一時金特約、がん通院特約、特定疾病保険料払込免除特則があり、ニーズに合わせて保障の充実が図れます。

七大生活習慣病入院給付特則

生活習慣病だとどうなるの？

他の病気・ケガと比べて、生活習慣病の入院日数は長期化しがちです。

そのため、家計の負担にもなりかねません。



ポイント
1



七大生活習慣病入院給付特則を適用すると…

七大生活習慣病*で入院された場合、1入院の支払限度日数を拡大してお支払いします。七大生活習慣病で入院された際のお支払い限度を60日拡大し、三大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)による入院を支払日数無制限で保障する「三大疾病無制限型」、または、七大生活習慣病による入院を支払日数無制限で保障する「七大疾病無制限型」をお選びいただけます。

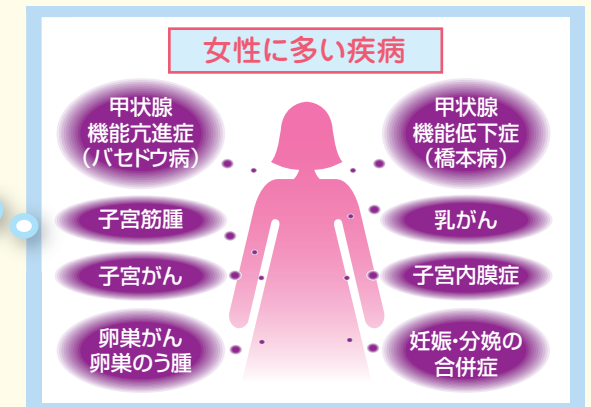
*この商品における七大生活習慣病

①がん(悪性新生物・上皮内新生物) ②心疾患 ③脳血管疾患 ④糖尿病 ⑤高血圧性疾患 ⑥肝硬変 ⑦慢性腎不全

女性入院特約(2007)

女性特有の病気って？

女性のからだはホルモンの影響を受けやすく、それによって起こる女性特有の病気があります。また子宮外妊娠や帝王切開等、妊娠や出産に関するトラブルも少なくありません。



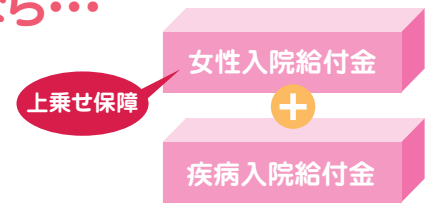
ポイント
2



女性入院特約(2007)なら…

「女性特有の病気・すべてのがん」で入院された場合には、疾病入院給付金に女性入院給付金を上乗せしてお支払いします。

※「医療保険 新CURE Lady[キュア・レディ]」は、あらかじめ女性入院特約(2007)を付加した商品です。



先進医療特約(2018)

先進医療とは？
どれくらい費用がかかるの？

先進医療とは、厚生労働大臣が承認した先進性の高い医療技術のことで、医療技術ごとに適応症(対象となる病気・ケガ・それらの症状)および実施する保険医療機関(高度な技術を持つ医療スタッフと施設設備を持つ大学病院等)が特定されています。

先進医療の技術料は、公的医療保険制度の給付対象とならないため、**全額自己負担**となり、**高額**になる場合があります。

1件あたりの先進医療費用

陽子線治療	約276万円
重粒子線治療	約314万円

[出典]厚生労働省 第61回先進医療会議資料
平成29年度(平成28年7月1日~平成29年6月30日)実績報告

※受診可能な先進医療は、療養を受けた日現在に定められているものに限られ、変更されることがあります。

※重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部位によって保険適用の対象となるものがあります。

※先進医療にかかる技術料は、その種類や実施している医療機関により異なります。

※先進医療の種類および実施医療機関名については厚生労働省のウェブサイトをご参照ください。

ポイント
3



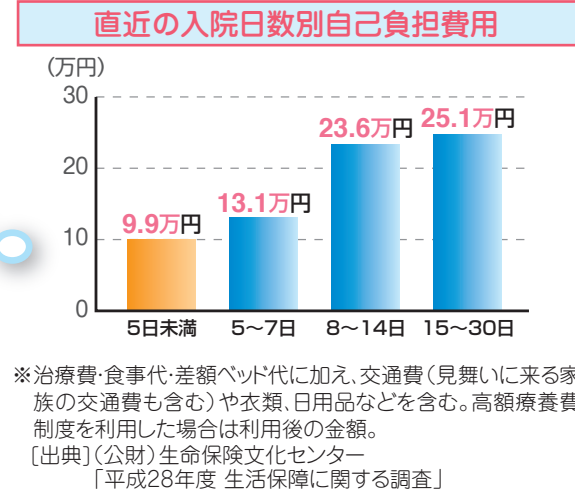
先進医療特約(2018)を付加すると…

先進医療による療養を受けた場合、かかった技術料と同額(通算2,000万円まで)の「先進医療給付金」と、先進医療給付金の10%相当額の「先進医療一時金」をお支払いします。

そのため、治療方法の選択肢を広げることができます。

入院一時金特約

短期の入院でかかる費用はどれくらい？



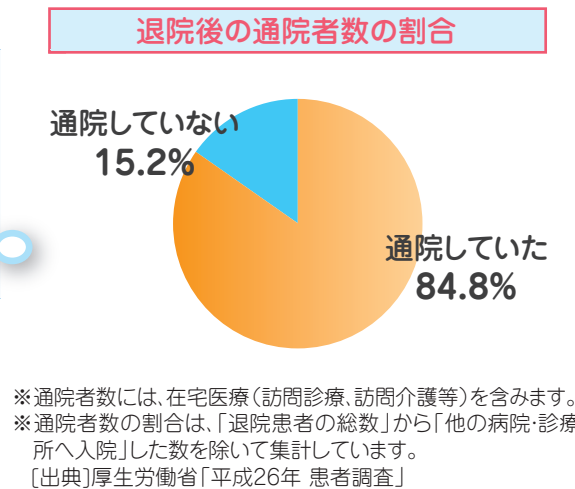
5日未満の入院をされた方の自己負担の平均額は約9.9万円です。

ポイント4 新CURE キュア 新CURE Lady キュアレディ 入院一時金特約を付加すると…

主契約の入院給付金が支払われる入院をされた場合、「入院一時金」をお支払いします。

通院治療支援特約(退院時一時金給付型)

退院後に通院するケースは多いの？



多くの方が退院後も通院治療等が続けられている傾向にあります。

ポイント5 新CURE キュア 新CURE Lady キュアレディ 通院治療支援特約(退院時一時金給付型)を付加すると…

主契約の入院給付金が支払われる入院後に、生存して退院された場合、「通院治療支援一時金」をお支払いします。

重度三疾病一時金特約 / がん一時金特約

治療費以外にもお金ってかかるの？

がんや重度の疾病にかかる交通費や宿泊費、バリアフリーへの改築費用等、思わぬ費用がかかる場合があります。

こんな費用がかかります…



ポイント6 新CURE キュア 新CURE Lady キュアレディ 重度三疾病一時金特約・がん一時金特約を付加すると…

初めてがんと診断確定されたとき、2回目以降はがんの治療を目的として入院を開始されたときに、「がん一時金」をお支払いします。重度三疾病一時金特約を付加された場合には「がん一時金」に加え、治療を目的に急性心筋梗塞または脳卒中で入院を開始されたときに「急性心筋梗塞一時金」「脳卒中一時金」をそれぞれお支払いします。

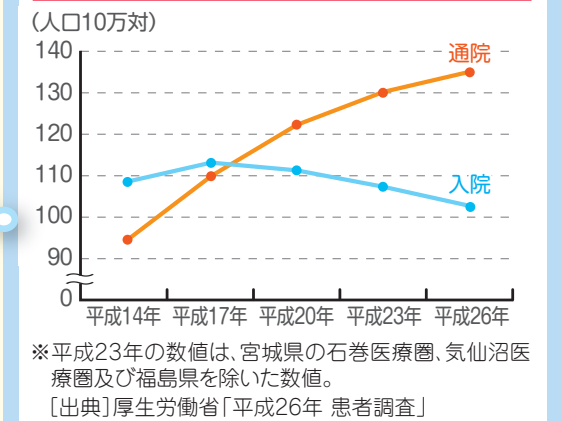
※がんにかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。

がん通院特約

がん治療は入院による治療が多いの？

医療技術の進歩により、がん治療においても生活環境を変えずに治療が行える「通院治療」が増加しています。

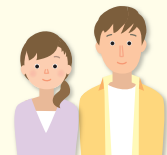
がん(悪性新生物)の外来受療率および入院受療率の推移



ポイント7 新CURE キュア 新CURE Lady キュアレディ がん通院特約を付加すると…

がん(悪性新生物・上皮内新生物)の治療を目的として約款所定の通院をされたときに、入院給付金・手術給付金とは別枠で、給付金をお支払いします(がんと診断確定され通院された場合に限りです)。

※がんにかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。



七大生活習慣病による入院を手厚く保障

支払事由

病気入院 疾病入院給付金	病気で入院されたとき 日帰り入院から保障します 約款所定の七大生活習慣病で入院された場合は、1入院の支払限度日数が拡大! くわしくは、右欄「七大生活習慣病に対する保障を選ぶ」をご確認ください。
ケガ入院 災害入院給付金	ケガで入院されたとき 日帰り入院から保障します
手術 手術給付金	約款所定の手術を受けられたとき ●入院中の場合:1回につき主契約の入院給付金日額の 20倍 ●外来の場合:1回につき主契約の入院給付金日額の5倍 約1,000種類 の手術を保障 (放射線治療、先進医療も対象)

主契約 10,000円 の場合	主契約 5,000円 の場合
1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
1回につき 入院中 20万円 外来 5万円	1回につき 入院中 10万円 外来 2.5万円

さらに特約の付加で安心をプラス!

先進医療 先進医療特約(2018)*1	〈先進医療給付金〉 先進医療による療養を受けられたとき*2 〈先進医療一時金〉 先進医療給付金が支払われる療養を受けられたとき	先進医療にかかる 技術料と同額 (通算 2,000万円 限度) 先進医療給付金の 10%相当額 (1回の療養につき 50万円 限度)
入院一時金 入院一時金特約	主契約の入院給付金が支払われる入院をされたとき*3 通算50回までお支払いします	1回につき 1万円~20万円 の設定金額 1回につき 1万円~10万円 の設定金額
通院 通院治療支援一時金特約(退院時一時金給付型)	主契約の入院給付金が支払われる入院後に、生存して退院されたとき*3 通算50回までお支払いします	1回につき 1万円~10万円 の設定金額 1回につき 1万円~10万円 の設定金額
がん診断/入院、急性心筋梗塞・脳卒中 重度三疾病一時金特約 がん一時金・急性心筋梗塞一時金・脳卒中一時金	【がん】 初 回:初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降:がんの治療を目的として入院を開始されたとき 【急性心筋梗塞】【脳卒中】 治療を目的として入院を開始されたとき 何度でもお支払いします*ただし、それぞれの一時金ごとに1年に1回を限度とします 上皮内新生物でも同額保障	1回につき 10万円~200万円 の設定金額*4 1回につき 10万円~100万円 の設定金額*4
がん診断/入院 がん一時金特約 がん一時金	初 回:初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降:がんの治療を目的として入院を開始されたとき 何度でもお支払いします*ただし、1年に1回を限度とします 上皮内新生物でも同額保障	1回につき 10万円~200万円 の設定金額*4 1回につき 10万円~100万円 の設定金額*4
がん通院 がん通院特約 がん通院給付金 この特約は上記「重度三疾病一時金特約」または「がん一時金特約」とセットでのお申し込みとなります。	がんが約款所定の通院をされたとき(つぎのいずれかに該当されたとき) 上皮内新生物でも同額保障 ●約款所定の手術、放射線照射、温熱療法、抗がん剤治療(腫瘍用薬のみとし、経口投与を除く)のために通院されたとき ※支払日数に制限はありません。 腫瘍用薬とは被保険者が通院した時点において総務大臣が定める日本標準商品分類における「8742 腫瘍用薬」に分類される医薬品をいいます。対象となる抗がん剤は上記腫瘍用薬(経口投与を除く)のみとなり、ホルモン剤および生物学的製剤などの医薬品は該当しません。 ●がんで入院し、その退院後1年(通院治療期間)以内にかんの治療を目的として通院されたとき ※通院治療期間あたり60日を限度とします。	1日につき 3,000円~10,000円 の設定金額 1日につき 3,000円~5,000円 の設定金額

*1 同一の被保険者において、先進医療給付のあるオリックス生命の特約について重複して加入はできません。 *2 医療行為、医療機関および適応症などによっては、以内に入院された場合は、入院の原因を問わず1回の入院とみなし、お支払いを1回とします。 *3 退院日の翌日から180日付金日額の200倍まで、5万円単位で設定できます。ただし、両特約(オリックス生命の他の契約に付加した同特約も含む)を併用して、200万円を引き受けの限度とします。
*4 重度三疾病一時金特約とがん一時金特約を併用して主契約の入院給付金(オリックス生命の他の契約に付加した同特約も含む)を併用して、200万円を引き受けの限度とします。
*5 先進医療特約(2018)、入院一時金特約、通院治療支援特約(退院時一時金給付型)の付加ならびに七大生活習慣病入院給付特則および特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物(がん)にかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。
*6 重度三疾病一時金特約・がん一時金特約・がん通院特約のがんにかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。

プランを選ぶポイントは2つ

POINT 1 支払限度日数を選ぶ

病気やケガで入院された場合の支払限度日数は以下より選べます。

- 60日型** 1入院 **60日** 通算**1,000日**まで保障
- 120日型** 1入院**120日** 通算**1,000日**まで保障

※1入院の支払限度日数、通算支払限度日数は疾病・災害入院給付金それぞれに対して設定されています。

POINT 2 七大生活習慣病に対する保障を選ぶ

七大生活習慣病に対する保障をより充実させる2つのプランをご用意しています。

七大疾病無制限型

- がん(悪性新生物・上皮内新生物) ●心疾患 ●脳血管疾患
 - 糖尿病 ●高血圧性疾患 ●肝硬変 ●慢性腎不全
- 60日型 120日型** ともに **支払日数無制限**

三大疾病無制限型

- がん(悪性新生物・上皮内新生物) ●心疾患 ●脳血管疾患
 - 糖尿病 ●高血圧性疾患 ●肝硬変 ●慢性腎不全
- 60日型 120日型** ともに **支払日数無制限**
1入院の支払限度日数にプラス60日(通算支払限度日数1,000日)

「特定疾病保険料払込免除特則」の適用でさらなる安心を!

悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により約款所定の事由に該当されたら、以後の保険料の払込みが免除されます。

※特定疾病保険料払込免除特則の払込免除の対象となる悪性新生物(がん)には「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は含まれません。特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物(がん)にかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(悪性新生物責任開始日)より開始します。



無配当 無解約払戻金型医療保険(2013)
 七大生活習慣病入院給付特則適用
 女性入院特約(2007)



女性特有の病気・すべてのがん による入院を手厚く保障

支払事由

病気入院 疾病入院給付金	病気で入院されたとき 日帰り入院から保障します 約款所定の七大生活習慣病で入院された場合は、1入院の支払限度日数が拡大! <small>くわしくは、右欄「七大生活習慣病に対する保障を選ぶ」をご確認ください。</small>	主契約 10,000円 + 女性入院特約 5,000円の場合	主契約 5,000円 + 女性入院特約 5,000円の場合
ケガ入院 災害入院給付金	ケガで入院されたとき 日帰り入院から保障します	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
手術 手術給付金	約款所定の手術を受けられたとき ●入院中の場合: 1回につき主契約の入院給付金日額の 20倍 ●外来の場合: 1回につき主契約の入院給付金日額の 5倍 約1,000種類 の手術を保障 <small>(放射線治療、先進医療も対象)</small>	1回につき 入院中 20万円 外来 5万円	1回につき 入院中 10万円 外来 2.5万円
女性入院特約(2007) 女性特有の病気・ すべてのがんで入院 女性入院給付金	約款所定の女性特有の病気・すべてのがんで入院されたときに 疾病入院給付金に上乗せ してお支払いします。 <small>※責任開始日からの待期間(一定期間保障されないとき)はありません。 ※七大生活習慣病入院給付特則を適用した場合、がんによる入院時の支払日数が無制限になります。</small>	1日につき 5,000円 <small>〈主契約と合計して〉</small> 15,000円	1日につき 5,000円 <small>〈主契約と合計して〉</small> 10,000円
先進医療 先進医療特約(2018)*1	さらに特約の付加で安心をプラス! <small>〈先進医療給付金〉 先進医療による療養を受けられたとき*2 <small>〈先進医療一時金〉 先進医療給付金が支払われる療養を受けられたとき</small></small>	先進医療にかかる 技術料と同額 <small>(通算2,000万円限度)</small> 先進医療給付金の 10%相当額 <small>(1回の療養につき50万円限度)</small>	
入院一時金 入院一時金	主契約の入院給付金が支払われる 入院をされたとき*3 通算50回までお支払いします	1回につき 1万円~20万円 の 設定金額	1回につき 1万円~10万円 の 設定金額
通院 通院治療支援一時金	主契約の入院給付金が支払われる入院後に、 生存して退院されたとき*3 通算50回までお支払いします	1回につき 1万円~10万円 の 設定金額	1回につき 1万円~10万円 の 設定金額
がん診断/入院、 急性心筋梗塞・ 脳卒中 がん一時金・急性心筋梗塞一時金・ 脳卒中一時金	【がん】 初 回: 初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降: がんの治療を目的として入院を開始されたとき 【急性心筋梗塞】【脳卒中】 治療を目的として入院を開始されたとき 何れでもお支払いします※ただし、それぞれの一時金ごとに1年に1回を限度とします 上皮内新生物でも同額保障	1回につき 10万円~200万円 の 設定金額*4	1回につき 10万円~100万円 の 設定金額*4
がん診断/入院 がん一時金	初 回: 初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降: がんの治療を目的として入院を開始されたとき 何れでもお支払いします※ただし、1年に1回を限度とします 上皮内新生物でも同額保障	1回につき 10万円~200万円 の 設定金額*4	1回につき 10万円~100万円 の 設定金額*4
がん通院 がん通院給付金 <small>この特約は上記「重度三疾病一時金特約」または「がん一時金特約」とセットでのお申し込みとなります。</small>	がんが約款所定の通院をされたとき(つぎのいずれかに該当されたとき) ●約款所定の手術、放射線照射、温熱療法、抗がん剤治療(腫瘍用薬のみとし、経口投与を除く)のために通院されたとき ※支払日数に制限はありません。 腫瘍用薬とは被保険者が通院した時点において総務大臣が定める日本標準商品分類における「8742 腫瘍用薬」に分類される医薬品をいいます。対象となる抗がん剤は上記腫瘍用薬(経口投与を除く)のみとなり、ホルモン剤および生物学的製剤などの医薬品は該当しません。 ●がんで入院し、その退院後1年(通院治療期間)以内にかんの治療を目的として通院されたとき ※通院治療期間あたり60日を限度とします。 上皮内新生物でも同額保障	1日につき 3,000円~ 10,000円 の 設定金額	1日につき 3,000円~ 5,000円 の 設定金額

*1 同一の被保険者において、先進医療給付のあるオリックス生命の特約について重複して加入はできません。 *2 医療行為、医療機関および適応症などによっては、以内に入院された場合は、入院の原因を問わず1回の入院とみなし、お支払いを1回とします。 *3 退院日の翌日から180日付金日額の200倍まで、5万円単位で設定できます。ただし、両特約
 ※先進医療特約(2018)、入院一時金特約、通院治療支援特約(退院時一時金給付型)の付加ならびに七大生活習慣病入院給付特則および特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物(がん)にかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。
 ※七大生活習慣病入院給付特則・女性入院特約(2007)・重度三疾病一時金特約・がん一時金特約・がん通院特約の悪性新生物(がん)とは、悪性新生物・上皮内新生物をいいます。
 ※重度三疾病一時金特約・がん一時金特約・がん通院特約の悪性新生物(がん)にかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。

1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
1回につき 入院中 20万円 外来 5万円	1回につき 入院中 10万円 外来 2.5万円
1日につき 5,000円 <small>〈主契約と合計して〉</small> 15,000円	1日につき 5,000円 <small>〈主契約と合計して〉</small> 10,000円
先進医療にかかる 技術料と同額 <small>(通算2,000万円限度)</small> 先進医療給付金の 10%相当額 <small>(1回の療養につき50万円限度)</small>	
1回につき 1万円~20万円 の 設定金額	1回につき 1万円~10万円 の 設定金額
1回につき 1万円~10万円 の 設定金額	1回につき 1万円~10万円 の 設定金額
1回につき 10万円~200万円 の 設定金額*4	1回につき 10万円~100万円 の 設定金額*4
1回につき 10万円~200万円 の 設定金額*4	1回につき 10万円~100万円 の 設定金額*4
1日につき 3,000円~ 10,000円 の 設定金額	1日につき 3,000円~ 5,000円 の 設定金額

給付対象とならないことがあります。 *3 退院日の翌日から180日付金日額の200倍まで、5万円単位で設定できます。ただし、両特約
 免除特則の適用はご契約後、保険期間の途中からはできません。

女性特有の病気・すべてのがんで入院された場合は、女性入院給付金を上乗せしてお支払いします。

女性特有の病気・すべてのがんで入院
 病気・ケガで入院

女性入院給付金を上乗せ保障

女性入院給付金の支払い対象となる病気について

すべてのがん	甲状腺の疾患	乳房および女性性器疾患	妊娠、分娩および産じよくの合併症
--------	--------	-------------	------------------

※くわしくは「ご契約のしおり/約款」の別表8をご確認ください。

プランを選ぶポイントは2つ

POINT 1 支払限度日数を選ぶ
 病気やケガで入院された場合の支払限度日数は以下より選べます。

60日型 1入院 **60日** 通算**1,000日**まで保障
120日型 1入院 **120日** 通算**1,000日**まで保障

※1入院の支払限度日数、通算支払限度日数は疾病・災害・女性入院給付金それぞれに対して設定されています。

POINT 2 七大生活習慣病に対する保障を選ぶ
 七大生活習慣病に対する保障をより充実させる2つのプランをご用意しています。

七大疾病無制限型

- がん(悪性新生物・上皮内新生物) ●心疾患 ●脳血管疾患
- 糖尿病 ●高血圧性疾患 ●肝硬変 ●慢性腎不全

60日型 120日型 ともに **支払日数無制限**

ここがポイント

三大疾病無制限型

- がん(悪性新生物・上皮内新生物) ●心疾患 ●脳血管疾患
- 糖尿病 ●高血圧性疾患 ●肝硬変 ●慢性腎不全

60日型 120日型 ともに **支払日数無制限**

1入院の支払限度日数にプラス60日(通算支払限度日数1,000日)

ここがポイント

ポイント! 「七大疾病無制限型」「三大疾病無制限型」を選択した場合、**がんによる女性入院給付金の支払日数も無制限に!**

「特定疾病保険料払込免除特則」の適用でさらなる安心を!

悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中により約款所定の事由に該当されたら、**以後の保険料の払込みが免除されます。**

※特定疾病保険料払込免除特則の払込免除の対象となる悪性新生物(がん)には「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は含まれません。特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物(がん)にかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(悪性新生物責任開始日)より開始します。

ご加入者さま特典!

「医療保険 新キュア」「医療保険 新キュア・レディ」に加入すると受けられる

4つの無料サービス



24時間 電話健康相談サービス

サービス対象:被保険者さまとその同居のご家族

医師、保健師、看護師などの経験豊かな相談スタッフが、24時間・年中無休体制で健康・医療・育児・メンタルヘルスに関する相談を電話でお受けします。また、全国約40万件のデータベースをもとに病状や症状にあわせて適切な医療機関をご案内します。

例えばこんな時に

- ◎不意のケガの応急手当、どうすればいい?
- ◎赤ちゃんが夜中に熱を出した、どうしよう?
- ◎何科を受診したらいい? など



セカンドオピニオンサービス

サービス対象:被保険者さま

各専門分野の「総合相談医」と面談し、より良い医療を選択するための、現在の診断に対する見解や今後の治療方針・方法等について意見を聞くことができます。

例えばこんな時に

- ◎乳房切除手術をすすめられたが、ほかの治療法がないかセカンドオピニオンを受けたい
- ◎大腸がんで開腹手術を提示されている。今後の治療方針などを相談できる先生を紹介してほしい など

サービスの流れ

総合相談医によるセカンドオピニオン
総合相談医から第2の意見を聞くことができます。



優秀専門臨床医の紹介

より高度な専門性が求められる場合は、優秀専門臨床医を紹介します。



糖尿病専門サポートサービス

サービス対象:被保険者さま

糖尿病に関するさまざまな質問・相談に電話でお答えし、適切な治療を早期に受けられるように優秀糖尿病臨床医や糖尿病の専門医療機関をご紹介します。

例えばこんな方に

- 糖尿病で…
- 治療中の方
 - 未受診の方
 - 治療を中断されている方 など



介護・認知症サポートサービス

サービス対象:被保険者さまとその同居のご家族

介護保険制度の有資格者であるケアマネジャーなどの相談スタッフが介護・認知症に関する相談を電話でお受けします。遠方にお住まいのご両親の介護・認知症に関する悩み・ご相談にもお応えします。

例えばこんな時に

- ◎認知症の予防・発見方法について教えてほしい
- ◎認知症患者への接し方はどうすればいい?
- ◎公的な介護サービスを受けるためにはどんな手続きが必要? など

あたまの健康チェック

10~15分程度の質問にお答えいただくだけで、自身の認知機能を簡易に確認できる「あたまの健康チェックテスト」を無料で受けられます。

●上記サービスはオリックス生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーパック株式会社が提供します。本サービスは2018年10月現在のものであり、将来予告なく変更される場合があります。本サービスは各サービスごとに諸条件がありますので、サービスご利用時にお問い合わせください。

契約概要

契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や給付に際しての制限事項等についての詳細、ならびに主な保険用語の説明については「ご契約のしおり／約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- 名称 : オリックス生命保険株式会社
- 住所 : 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ
- ウェブサイト : <https://www.orixlife.co.jp/>

- 生命保険のお手続き、保険契約に関する苦情・照会等につきましては、以下のお問い合わせ先でお受けいたします。

ご契約内容に関するお手続きやお問い合わせ

カスタマーサービスセンター	フリーダイヤル 0120-506-094 受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み) 契約内容に関するお問い合わせは、契約者ご本人さまよりお願いいたします。
---------------	---

保険金・給付金に関するお問い合わせ

保険金・給付金お問い合わせ窓口	フリーダイヤル 0120-506-053 受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み) 保険金・給付金についてのお問い合わせは、受取人ご本人さまよりお願いいたします。
-----------------	---

苦情の申出先および相談窓口

お客さま相談窓口	フリーダイヤル 0120-227-780 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休み)
----------	--

生命保険に関する相談・照会・苦情等のお問い合わせについて

- ・本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「連絡所」については、下記「生命保険相談所」へお問い合わせいただくか、生命保険協会のウェブサイト(<http://www.seiho.or.jp/>)にてご確認ください。
- なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険相談所 03-3286-2648 受付時間 9:00～17:00 (土・日曜、祝日、年末年始を除く)

2 商品の仕組みについて

医療保険 新CURE [キュア]の正式名称は、「無配当 無解約払戻金型医療保険 (2013)」です。主な特徴は以下の通りです。

- 1 **病気・ケガによる入院や手術について、一生涯保障します。**
- 2 **日帰り入院 から保障します。**
- 3 **入院の有無にかかわらず約1,000種類の手術を保障します。**
※お支払いの対象となる手術は、「ご契約のしおり/約款」の第1条をご確認ください。
- 4 **保険料払込期間中の解約払戻金をなくすことで、保険料を抑えました。** ※くわしくは18ページ「解約払戻金について」をご確認ください。
- 5 **1入院の支払限度が60日のタイプと120日のタイプから選べます。**
- 6 **配当金・満期保険金・死亡保険金・高度障害保険金はありません。**
- 7 **特則・特約のプラスで保障を充実させることができます。**
※くわしくは13~14ページ「特則について」、15~17ページ「特約について」をご確認ください。

3 仕組み図

無配当 無解約払戻金型医療保険 (2013)

- ・ 疾病入院給付金
- ・ 災害入院給付金
- ・ 手術給付金

配当金・満期保険金・死亡保険金・高度障害保険金はありません。

一生涯保障

◇保険期間：終身 ◇保険料払込期間：55歳・60歳・65歳・70歳払済、10年払済、終身払 ◇1入院支払限度：60日型・120日型

つぎの特則・特約をプラスすることができます。

七大生活習慣病
入院給付特則

女性入院特約
(2007)

先進医療特約
(2018)

入院一時金特約

通院治療支援特約
(退院時一時金給付型)

重度三疾病
一時金特約

がん一時金特約

がん通院特約*

特定疾病保険料
払込免除特則

*「がん通院特約」は、「重度三疾病一時金特約」または「がん一時金特約」を付加した場合にのみ、付加できます。

※ご契約いただく給付金額・一時金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(払込回数=月払・半年払・年払、払込経路=口座振替・クレジットカード払・団体扱・振込扱等)については申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

4 保障内容について

	支払事由	支払限度	支払金額	注意事項
疾病入院給付金	病気を直接の原因として治療のために入院されたとき	[1入院] 60日型 : 60日 120日型 : 120日 [通算] 1,000日	入院給付金 日額 × 入院日数	◇1日の入院に対して「疾病入院給付金」と「災害入院給付金」は重複してお支払いしません。 ◇2回以上入院をされた場合でも、「それぞれの入院の原因が同一」もしくは「それぞれの入院の原因に医学上重要な関係がある」場合は1回の入院とみなすことがあります(併発している原因を含む)。ただし、入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日(災害入院の場合は事故の日)からその日を含めて181日目以降に開始された入院については、「新たな入院」とみなします。 ◇被保険者が死亡された場合、主契約、特約とも保障は消滅します。またこの商品に死亡保険金はありませんが、被保険者が死亡されたときに解約払戻金がある場合は保険契約者にお支払いします。
災害入院給付金	不慮の事故を直接の原因として事故の日も含めて180日以内に治療のために入院されたとき	[1入院] 60日型 : 60日 120日型 : 120日 [通算] 1,000日	入院給付金 日額 × 入院日数	◇同一の日に複数回手術を受けた場合は、支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。 ◇一連の治療過程において連続して同一の手術を受けた場合で手術料が1回のみ算定される手術に該当する場合、先進医療で放射線照射および温熱療法以外の同一の診療行為を複数回受けた場合は、支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。 ◇手術料が1日につき算定される手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。 ◇公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為のうち、血液照射はお支払いの対象にはなりません。 ◇放射線照射または温熱療法による診療行為を複数回受けた場合は、手術給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。 ◇先進医療における診断や検査を目的とした診療行為、輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与による診療行為はお支払いの対象にはなりません。 ◇骨髄移植術における異種移植(ヒト以外からヒトへの移植)、骨髄幹細胞の採取術における自家移植(提供者と受容者が同一人となる移植)はお支払いの対象にはなりません。
主契約	病気または不慮の事故を直接の原因として治療のために約款所定の以下の手術を受けられたとき ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象となる骨髄移植術 ・先進医療に該当する診療行為 約款所定の骨髄幹細胞の採取術を受けられたとき(責任開始日よりその日を含めて1年を経過した日の翌日より保障開始)		入院中の場合: 主契約の 入院給付金 日額 の20倍 外来の場合: 主契約の 入院給付金 日額 の5倍	◇同一の日に複数回手術を受けた場合は、支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。 ◇一連の治療過程において連続して同一の手術を受けた場合で手術料が1回のみ算定される手術に該当する場合、先進医療で放射線照射および温熱療法以外の同一の診療行為を複数回受けた場合は、支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。 ◇手術料が1日につき算定される手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。 ◇公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為のうち、血液照射はお支払いの対象にはなりません。 ◇放射線照射または温熱療法による診療行為を複数回受けた場合は、手術給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。 ◇先進医療における診断や検査を目的とした診療行為、輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与による診療行為はお支払いの対象にはなりません。 ◇骨髄移植術における異種移植(ヒト以外からヒトへの移植)、骨髄幹細胞の採取術における自家移植(提供者と受容者が同一人となる移植)はお支払いの対象にはなりません。
手術給付金			何度でもお支払い	

◇給付金のお支払いは、いずれも責任開始時以後に生じた病気、または不慮の事故に限ります。

◇給付金をお支払いしない場合の概要は20ページ「給付金等が支払われない場合について」を、くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

◇既往症(過去の病気)、健康状態、職業などによって、引き受けを制限させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

手術給付金の給付対象とならない手術：

傷の処理(創傷処理、デブリードマン)/切開術(皮膚、鼓膜)/骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術/抜歯/異物除去(外耳、鼻腔内)/鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)/魚の目、タコ切除術(鶏眼・胼胝切除術)

くわしくは「ご契約のしおり/約款」の第1条をご確認ください。

保険料の 払込免除	<p>被保険者が、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態*1に該当されたとき、または、傷害や病気を原因として、約款所定の高度障害状態*2に該当されたときに、将来の保険料の払い込みが免除されます。</p> <p>*1 「約款所定の身体障害の状態」については、「ご契約のしおり／約款」の別表4にてご確認ください。 *2 「約款所定の高度障害状態」については、「ご契約のしおり／約款」の別表3にてご確認ください。</p>
----------------------	--

5 特則について

	支払事由	支払限度	注意事項											
七大生活習慣病入院給付特則 (三大疾病無制限型)	<p>約款所定の七大生活習慣病*1の治療を目的として入院したときは疾病入院給付金の1入院の支払限度にかかわらず、支払限度日数を拡大、さらに、三大疾病(がん・心疾患・脳血管疾患)の治療を目的として入院したときは無制限で保障します。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1入院の支払限度タイプ</th> <th colspan="2">特則適用後の支払限度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>三大疾病以外による入院</th> <th>三大疾病による入院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60日型</td> <td>1入院 120日</td> <td rowspan="2">支払日数 無制限</td> </tr> <tr> <td>120日型</td> <td>1入院 180日</td> </tr> </tbody> </table> <p>三大疾病で入院したときは、通算支払限度の1,000日を超えて疾病入院給付金をお支払いします。</p>	1入院の支払限度タイプ	特則適用後の支払限度			三大疾病以外による入院	三大疾病による入院	60日型	1入院 120日	支払日数 無制限	120日型	1入院 180日	<p>◇七大生活習慣病入院給付特則(三大疾病無制限型)を適用した場合、七大生活習慣病以外の原因により疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始し、その入院中に、高血圧症*2以外の七大生活習慣病の治療を開始した場合には、その入院を開始した日から七大生活習慣病の治療を目的として入院したものとみなして、給付金をお支払いします。</p> <p>【例】60日型を選択し、肺炎で入院中に脳梗塞*3を併発し、継続して入院した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">入院 退院</p> <p style="text-align: center;">肺炎 入院(30日) 脳梗塞 入院(100日)</p> <p style="text-align: center;">← 入院を開始した日から130日分お支払い。 →</p> <p style="text-align: center;">※上記の場合、「肺炎30日入院」と「脳梗塞100日入院」は別々の入院として扱われません。</p> </div>
1入院の支払限度タイプ	特則適用後の支払限度													
	三大疾病以外による入院	三大疾病による入院												
60日型	1入院 120日	支払日数 無制限												
120日型	1入院 180日													

	支払事由	支払限度	注意事項					
七大生活習慣病入院給付特則 (七大疾病無制限型)	<p>約款所定の七大生活習慣病*1の治療を目的として入院したときは疾病入院給付金の1入院の支払限度にかかわらず、無制限で保障します。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>1入院の支払限度タイプ</th> <th>特則適用後の支払限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60日型</td> <td rowspan="2">支払日数 無制限</td> </tr> <tr> <td>120日型</td> </tr> </tbody> </table> <p>七大生活習慣病で入院したときは、通算支払限度の1,000日を超えて疾病入院給付金をお支払いします。</p>	1入院の支払限度タイプ	特則適用後の支払限度	60日型	支払日数 無制限	120日型	<p>◇七大生活習慣病入院給付特則(七大疾病無制限型)を適用した場合、七大生活習慣病以外の原因により疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始し、その入院中に、高血圧症*2の治療を開始した場合には、その入院は七大生活習慣病の治療を直接の目的とした入院に含みません。</p>
1入院の支払限度タイプ	特則適用後の支払限度							
60日型	支払日数 無制限							
120日型								

***1 約款所定の七大生活習慣病：**

三大疾病

がん
悪性新生物
上皮内新生物

心疾患

脳血管疾患

糖尿病

高血圧性疾患

肝硬変

慢性腎不全

くわしくは「ご契約のしおり／約款」の別表9をご確認ください。
※「三大疾病無制限型」の「三大疾病」とは、がん(悪性新生物・上皮内新生物)・心疾患・脳血管疾患をいいます。

*2 「高血圧症」は七大生活習慣病の「高血圧性疾患」のうちの一部です。
*3 「脳梗塞」は七大生活習慣病の支払限度日数が無制限となる疾病(三大疾病)の「脳血管疾患」のうちの一部です。
※この特則は、保険期間の途中から適用することはできません。
※この特則の適用後は、この特則を取り消すことはできません。

	特定疾病保険料払込免除特則の保険料払込の免除事由	注意事項
特定疾病保険料払込免除特則	悪性新生物(がん)	<p>悪性新生物責任開始日(責任開始日からその日を含めて91日目)以後に初めて約款所定の悪性新生物(がん)になったと診断確定されたとき(「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外)</p>
	急性心筋梗塞	<p>責任開始時以後に約款所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けられたとき
	脳卒中	<p>責任開始時以後に約款所定の脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けられたとき

※特定疾病保険料払込免除特則の払込免除の対象となる悪性新生物(がん)には、「上皮内新生物」・「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は含まれません。

6 特約について

給付金名	支払事由	支払限度・支払金額	注意事項
女性入院給付金	約款所定の女性特有の病気・すべてのがんを直接の原因として治療のために入院されたとき	[支払限度] [1入院] 60日型 : 60日 120日型 : 120日 [通算] 1,000日 七大生活習慣病入院給付特則を適用した場合、がんによる入院のときは支払日数を無制限でお支払いします。 [支払金額] 女性入院給付金日額 × 入院日数	◇この特約は、保険期間の途中から付加することはできません。 ◇契約後、この特約を解約することは可能です。

女性入院給付金の給付対象となる病気の代表例：

すべてのがん	甲状腺の疾患	乳房および女性性器疾患	妊娠、分娩および産じょくの合併症
乳房・子宮・胃・肺等の悪性新生物および上皮内新生物 ※女性特有のがんに限りません。	甲状腺の良性新生物 甲状腺機能低下症等	乳房・子宮・卵巣の良性新生物、子宮内膜症等	異常分娩、子宮外妊娠等

くわしくは「ご契約のしおり／約款」の別表8をご確認ください。

※医療保険 新CURE Lady[キュア・レディ]は、主契約の「無配当 無解約払戻金型医療保険(2013)」に「女性入院特約(2007)」を付加した商品です。

※単胎自然分娩は疾病入院給付金・女性入院給付金ともにお支払いの対象とはなりません。

給付金・一時金名	支払事由	支払限度・支払金額	注意事項
先進医療給付金	病気または不慮の事故を直接の原因として約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	[支払限度] 通算 2,000 万円を限度 [支払金額] 先進医療にかかる技術料と同額	◇先進医療による療養とは、健康保険法等に定める公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療による療養をいいます。ただし、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所にて行われるものに限りします。 ◇先進医療はその医療技術ごとに適応症(対象となる病気・症状等)があらかじめ決められています。医療行為、医療機関および適応症等によっては、先進医療給付金、先進医療一時金のお支払いの対象とならないことがあります。 ◇この特約の保険期間中に、新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術は、先進医療給付金、先進医療一時金の支払対象となります。一方、契約時に先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日現在において、公的医療保険制度の給付対象となっている場合は、先進医療給付金、先進医療一時金の支払対象とはなりません。 ◇同一の被保険者において、先進医療給付のあるオリックス生命の特約について重複して加入はできません。 ◇先進医療給付金のお支払額が通算2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。 ◇この特約は、保険期間の途中から付加することはできません。 ◇契約後、この特約を解約することは可能です。
先進医療一時金	先進医療給付金が支払われる療養を受けられたとき	[支払金額] 先進医療給付金の 10% 相当額 (1 回の療養につき 50 万円限度) ※同一の先進医療において、複数回にわたって一連の療養を受けられた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。	

一時金名	支払事由	支払限度・支払金額	注意事項
入院一時金	主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院をされたとき	[支払限度] 通算 50 回 [支払金額] 主契約の入院給付金日額の 20 倍かつ 20 万円まで、最低 1 万円から 1 万円単位で設定された金額*1	◇主契約の入院給付金が支払われる入院を2回以上されたときは、主契約における取扱いとは異なり、それらの入院については入院の原因を問わず1回の入院とみなします。ただし、主契約の入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて181日目以降に開始された入院については、新たな入院とみなします。 ◇入院一時金の支払回数が通算して50回に達したとき、または、主契約の疾病入院給付金と災害入院給付金の支払日数がいずれも通算支払限度の1,000日に達したとき(七大生活習慣病入院給付特則を適用した場合は除く)、この特約は消滅します。 ◇この特約は、保険期間の途中から付加することはできません。 ◇契約後、この特約を解約することは可能です。

*1 入院一時金特約は、オリックス生命の他の契約に付加した同特約も含め、通算して20万円を引受けの限度とします。

一時金名	支払事由	支払限度・支払金額	注意事項
通院治療支援一時金	主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院後に、生存して退院されたとき	[支払限度] 通算 50 回 [支払金額] 主契約の入院給付金日額の 20 倍かつ 10 万円まで、最低 1 万円から 1 万円単位で設定された金額*2	◇主契約の入院給付金が支払われる入院を2回以上されたときは、主契約における取扱いとは異なり、それらの入院については入院の原因を問わず1回の入院とみなします。ただし、主契約の入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて181日目以降に開始された入院については、新たな入院とみなします。 ◇通院治療支援一時金の支払回数が通算して50回に達したとき、または、主契約の疾病入院給付金と災害入院給付金の支払日数がいずれも通算支払限度の1,000日に達したとき(七大生活習慣病入院給付特則を適用した場合は除く)、この特約は消滅します。 ◇この特約は、保険期間の途中から付加することはできません。 ◇契約後、この特約を解約することは可能です。

*2 通院治療支援特約(退院時一時金給付型)は、オリックス生命の他の契約に付加した同特約も含め、通算して10万円を引受けの限度とします。

一時金名	支払事由	支払限度・支払金額	注意事項
重度三疾病一時金	[がん] 初回：初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降：がんの治療を目的として入院を開始されたとき [急性心筋梗塞] [脳卒中] 急性心筋梗塞・脳卒中の治療を目的として入院を開始されたとき	[支払限度] それぞれの一時金ごとに 1 年に 1 回を限度とし、何度でもお支払い [支払金額] がん一時金特約と通算して主契約入院給付金日額の 200 倍まで、最低 10 万円から 5 万円単位で設定された金額*3	◇がんにかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。 ◇急性心筋梗塞一時金、脳卒中一時金は責任開始日より保障を開始します。 ◇契約後、この特約を解約することは可能です。 ◇被保険者が、がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者が知っている場合、または知らない場合にかかわらず、この特約のがん一時金はお支払いしません。 ◇がんの診断確定は診断確定の根拠となった検査の実施日をもって、 <u>がん</u> と診断確定されたものとみなします。 ◇がん通院特約を付加している場合、重度三疾病一時金特約、がん一時金特約の解約によりいずれもの特約の付加がなくなる場合には、がん通院特約も同時に解約となります。

*3 重度三疾病一時金特約とがん一時金特約は、両特約(オリックス生命の他の契約に付加した同特約も含む)を通算して200万円を引受けの限度とします。

7 ご契約の取り扱いについて

保険期間	終身					
保険料払込期間	55歳払済	60歳払済	65歳払済	70歳払済	10年払済	終身払
契約可能年齢	0～50歳	0～55歳	0～60歳	0～65歳	0～70歳	0～80歳
保険料払込方法	月払・半年払・年払					
保険料払込経路	<p>口座振替扱 : 第1回保険料(充当金)より自動的に振り替える方法と、第1回保険料(充当金)をオリックス生命指定の口座に払い込みいただき第2回目保険料より保険料を自動的に振り替える方法の2種類があります。</p> <p>クレジットカード払扱 : 第1回保険料(充当金)よりクレジットカードでのお支払いです。そのため、第1回保険料(充当金)のお振り込みは不要です。</p> <p>前納扱 : 第1回保険料(充当金)および前納保険料をオリックス生命指定の口座に払い込みください。</p> <p>●クレジットカードによるお支払いの注意点</p> <p>①1回あたりの保険料が月払・半年払・年払いいずれも10万円以下のご契約に限りです。</p> <p>②保険料のお振り込みは必要ありません。</p> <p>③前納扱契約の取り扱いはできません。</p> <p>④カード名義人は保険契約者本人に限りです。</p> <p>⑤クレジットカードによるお支払いの場合、カード会社のスケジュールにより、保険料のお引き落としが翌月にずれ込み、2ヵ月分同時にお引き落としとなる場合があります。</p> <p>※保険料の払込経路には、このほか、「勤務先等の団体を通じての払い込み(団体扱特約・特別団体扱特約、以下「団体扱」)」があります。団体扱はお申込時の取り扱いがありませんが、契約後に払込経路を変更することで取り扱いが可能な場合があります。なお、団体扱の場合、口座振替扱・クレジットカード払扱の場合よりも保険料が割安になる可能性があります。</p> <p>具体的なお手続きにつきましては、オリックス生命のカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。</p>					

■入院給付金日額について

契約年齢	最高入院給付金日額	最低入院給付金日額	取扱単位
0～60歳	20,000円	<主契約> 入院給付金日額 50歳未満：5,000円 50歳以上：3,000円	<主契約> 入院給付金日額：1,000円 <女性入院特約(2007)> 女性入院給付金日額:1,000円
61～75歳	15,000円		
76～80歳	10,000円		
<七大生活習慣病入院給付特則(七大疾病無制限型)適用の場合>		<女性入院特約(2007)> 女性入院給付金日額：3,000円	
0～80歳	10,000円*		

* 七大生活習慣病入院給付特則(七大疾病無制限型)適用契約は、入院給付金日額(主契約)の通算10,000円を限度とします。

■医療保険 新CURE Lady [キュア・レディ]について

- 最高入院給付金日額については、入院給付金日額と女性入院給付金日額の合計が上記金額以下となる必要があります。
- 最低入院給付金日額・取扱単位については、入院給付金日額、女性入院給付金日額それぞれが上記金額以上となる必要があります。
- 女性入院給付金日額は入院給付金日額(主契約)と同額まで付加可能です。

8 解約払戻金について

主契約 (特則含む)	終身払の場合	保険期間を通じて解約払戻金は ありません 。
	55歳・60歳・65歳・70歳払済、 10年払済の場合	保険料払込期間中は解約払戻金は ありません 。 保険料払込期間経過後、かつ、すべての保険料を払込済みの場合には、主契約入院給付金日額の10倍の解約払戻金をお支払いします。
特約	女性入院特約(2007)・先進医療特約(2018)・入院一時金特約・通院治療支援特約(退院時一時金給付型)・ 重度三疾病一時金特約・がん一時金特約・がん通院特約は 保険期間を通じて解約払戻金はありません 。	

9 その他のご留意事項

- この保険に死亡保障はありません。
- この保険に配当金・満期保険金はありません。
- この保険に契約者貸付・保険料の自動振替貸付はありません。

一時金名	支払事由	支払限度・支払金額	注意事項
がん一時金特約 がん一時金	初回：初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降：がんの治療を目的として入院を開始されたとき	[支払限度] 1年に1回を限度とし、何度でもお支払い [支払金額] 重度三疾病一時金特約と通算して主契約入院給付金日額の200倍まで、最低10万円から5万円単位で設定された金額*1	◇がんにかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。 ◇契約後、この特約を解約することは可能です。 ◇被保険者が、がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者が知っている場合、または知らない場合にかかわらず、この特約は無効となります。 ◇がんの診断確定は診断確定の根拠となった検査の実施日をもって、がんと診断確定されたものとみなします。 ◇がん通院特約を付加している場合、重度三疾病一時金特約、がん一時金特約の解約によりいずれもの特約の付加がなくなる場合には、がん通院特約も同時に解約となります。

*1 重度三疾病一時金特約とがん一時金特約は、両特約(オリックス生命の他の契約に付加した同特約も含む)を通算して200万円を引受けの限度とします。

給付金名	支払事由	支払限度・支払金額	注意事項
がん通院特約 がん通院給付金	がんの治療を目的として約款所定の以下の通院をされたとき ・約款所定の手術、放射線照射、温熱療法、抗がん剤治療(腫瘍用薬*2のみとし、経口投与を除く)のための通院 ・がんで主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日以後1年(通院治療期間)以内に、がんの治療を直接の目的として行われた通院*3	[支払限度] 支払日数限度あり(一部無制限) [支払金額] 最低3,000円から主契約入院給付金日額以下の間で1,000円単位で設定された金額 がん通院給付金日額 × 通院日数	◇がんにかかわる保障は責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。 ◇がんと診断確定され通院された場合に限りです。 ◇契約後、この特約を解約することは可能です。 ◇被保険者が、がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者が知っている場合、または知らない場合にかかわらず、この特約は無効となります。 ◇がんの診断確定は診断確定の根拠となった検査の実施日をもって、がんと診断確定されたものとみなします。 ◇同一の日に2回以上の通院をされた場合でも、重複してお支払いしません。 ◇通院治療期間中にがんの治療を目的として入院をされたときは、その入院の退院日の翌日から新たな通院治療期間が開始します。 ◇この特約は、 <u>重度三疾病一時金特約またはがん一時金特約を付加した場合にのみ、付加できます</u> 。 ◇主契約に付加している重度三疾病一時金特約、がん一時金特約の解約によりいずれもの特約の付加がなくなる場合には、この特約も同時に解約となります。

*2 腫瘍用薬とは被保険者が通院した時点において総務大臣が定める日本標準商品分類における「8742 腫瘍用薬」に分類される医薬品をいいます。対象となる抗がん剤は上記腫瘍用薬(経口投与を除く)のみとなり、ホルモン剤および生物学的製剤等の医薬品は該当しません。

*3 1回の通院治療期間につき60日を限度とします。

※重度三疾病一時金特約、がん一時金特約、がん通院特約のがんとは、悪性新生物・上皮内新生物をいいます。

指定代理請求特約

本商品には「指定代理請求特約」が自動付帯されます。

この特約により、被保険者が給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」(指定代理請求人)が被保険者に代わって給付金等を請求することができます。また、指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の①戸籍上の配偶者、②親または子、③兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます。

注意喚起情報

「注意喚起情報」にはご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。
支払事由の詳細や給付に際しての制限事項等についての詳細は「ご契約のしおり／約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 ご契約のお申し込みの撤回等（クーリング・オフ制度）について

本商品は、クーリング・オフ制度の対象です。
保険契約の申込日から、その日を含めて15日以内にお申し出いただければ、書面によりお申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、払い込みいただいた金額を全額お返しします。
くわしくは、「ご契約のしおり／約款」（「申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）」）をご確認ください。

2 告知義務について

- 保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務（告知義務）があります。告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。オリックス生命はご契約にあたって、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等について「告知書」でおたずねします。事実をありのまま正確に、もれなくお知らせ（告知）ください。
- オリックス生命の社員、三菱UFJ銀行ならびに三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 保険契約のお申し込み後または給付金等のご請求および保険料の払込免除のご請求の際、オリックス生命の社員またはオリックス生命が委託した者が、お申し込み内容や告知内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。
- お客さまに傷病歴・通院事実、検査等での異常指摘がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。「特定疾病・特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてお引き受けすることや、お引き受けできないこともあります。
- 故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知したりしますと、責任開始日または復活日から2年以内であれば、オリックス生命は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。責任開始日または復活日から2年経過後でも、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には、オリックス生命は保険契約を解除することがあります。
- オリックス生命が保険契約を解除した場合には、たとえ給付金等の支払事由が発生していても、お支払いすることはできません。また、保険料の払込免除事由が発生していても、払い込みを免除することはできません。
- 告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取り消しを理由として、給付金等をお支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払い込みを免除しません。告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなる場合があります。

3 責任開始時（日）／契約日について

- ①責任開始日
保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。
- 「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合
オリックス生命が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、申込書の受領*または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。
*申込書の受領とは、三菱UFJ銀行が申込書を受領したときをいいます。
※前納扱の場合等は、「責任開始に関する特約」は付加されません。
 - 「責任開始に関する特約」が付加されない保険契約の場合
オリックス生命が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、告知または第1回保険料（充当金）の払い込みのいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。
※第1回保険料（充当金）をクレジットカードにより払い込みいただく場合には、オリックス生命がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料（充当金）を払い込みいただいたものとします。
- 重度三疾病一時金特約・がん一時金特約・がん通院特約のがんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目（がん責任開始日）より開始します。
 - 特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物（がん）による保険料の払込免除は、責任開始日からその日を含めて91日目（悪性新生物責任開始日）から保障します。

- オリックス生命の社員、三菱UFJ銀行ならびに三菱UFJ銀行の担当者（保険販売資格をもつ募集人）は、お客さまとオリックス生命の保険契約締結の媒介（取り次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してオリックス生命が承諾したときに保険契約は成立します。

②契約日

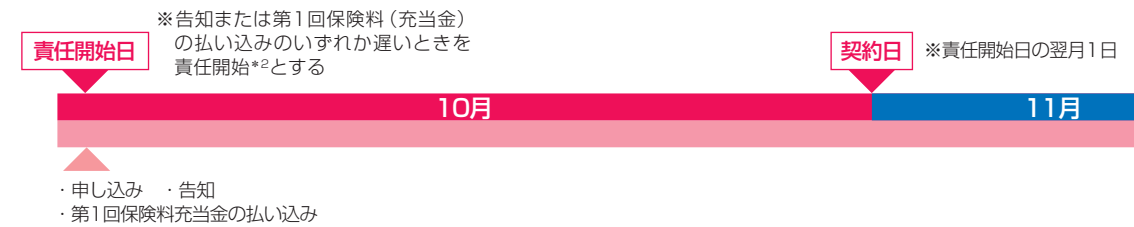
- 保険契約が月払の場合：責任開始日の翌月1日
契約始期指定（責任開始の日を契約日とする特則の適用）の場合は責任開始日と同日です。
- 保険契約が半年払・年払の場合：責任開始日と同日

〈責任開始日と契約日〉

■「責任開始に関する特約」が付加される保険契約（月払）の場合



■「責任開始に関する特約」が付加されない保険契約（月払）の場合



※第1回保険料（充当金）をクレジットカードにより払い込みいただく場合には、オリックス生命がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料（充当金）を払い込みいただいたものとします。有効性等の確認はオリックス生命でのクレジットカード支払申込書の受付後、数日程度で行われます。申込内容やカード情報に不備がある場合は、それらが補完された後に有効性等の確認を行います。したがって、クレジットカード支払申込書の記入日には責任を開始しませんので、ご注意ください。

- *1 申込書の受領とは、三菱UFJ銀行が申込書を受領したときをいいます。
- *2 重度三疾病一時金特約・がん一時金特約・がん通院特約のがんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目（がん責任開始日）より開始します。
特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物（がん）による保険料の払込免除は、責任開始日からその日を含めて91日目（悪性新生物責任開始日）から保障します。

4 給付金等が支払われない場合について

つぎのような場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。くわしくは「ご契約のしおり／約款」（「給付金等を支払できない場合」）をご確認ください。

- 責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
（ただし、原因となった病気や傷害等について告知いただいております、オリックス生命がその告知内容に基づいて承諾した場合は、告知内容が正確かつ十分である限り、責任開始時以後の原因によるものとみなします。また、原因となった病気や傷害等について病院への受診歴や健康診断等での異常指摘がなく、かつ、その病気や傷害等による症状について保険契約者および被保険者に認識や自覚がなかった場合も責任開始時以後の原因によるものとみなします。）
- 告知内容が事実と相違し、保険契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取り消しとなった場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により保険契約が解除された場合
- 保険料の払い込みがなく、保険契約が失効している場合
- 保険契約の締結・復活にあたり詐欺により保険契約が取り消しとなった場合や、給付金等の不法取得目的があった保険契約が無効になった場合
- お支払いの免責事由に該当した場合（例：保険契約者・被保険者の故意、または重大な過失による場合等）

5 保険料の払込猶予期間、ご契約の失効、復活について

①払込期月と猶予期間

保険料は払込期月（保険料を払い込みいただく月）内にオリックス生命へ払い込みください。
払込期月内に払い込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払い込みください。

- 保険契約が月払の場合
 - ・払込期月：契約応当日（月ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで
 - ・払込猶予期間：払込期月の翌月初日から末日まで
- 保険契約が半年払・年払の場合
 - ・払込期月：契約応当日（半年払の場合は、半年ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで
 - ・払込猶予期間：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

■「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合、第1回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりとなります。

- 払込期間：責任開始日からその翌月末日まで
- 払込猶予期間：払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで

※払込猶予期間満了日までに保険料の払い込みがない場合、保険契約は無効となります（責任開始期にさかのぼって保障がなくなります）。

②猶予期間経過による失効

払込猶予期間満了日までに保険料の払い込みがないと、保険契約は失効します。
なお、保険料の自動振替貸付は取り扱いません。

③復活に関する事項

いったん失効した保険契約でも、失効の日からその日を含めて1年以内であれば、保険契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

- 保険契約の復活をオリックス生命が承諾した場合には、未払込保険料とそれに対する利息の払い込みおよび告知がともに完了した日を復活日とし、オリックス生命は保険契約上の保障を開始します。
- 復活に際しても、「告知義務について」に記載の内容が適用されます。

6 解約と解約払戻金について

払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払い、保険契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。なお、本商品は解約払戻金額を抑制することで保険料を引き下げています。
くわしくは18ページ「解約払戻金について」をご確認ください。

7 現在の生命保険契約を解約または減額し、新たな保険をご契約し直す場合(乗換等)について

乗換等はお客さまにとって、以下の点で不利益となる可能性がありますので、十分にご注意ください。また、現在の生命保険契約（主契約および特約）の保障内容のご確認や、新たな保険加入にあたってのご判断は、お客さまご自身で行ってください。

- ①現在ご契約の保険契約の解約・減額を前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討される場合には、多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ②新規の保険契約と同様に告知義務があります。
告知いただいた内容によっては、新しい保険契約をお引き受けできないことや、告知が必要な傷病歴等を告知されなかったために新しい保険契約が解除または取り消しとなることもありますので、ご注意ください。
新しく保険をご契約し直す場合も、「告知義務について」に記載の内容が適用されます。
- ③正しく告知した場合でも、責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。くわしくは「給付金等が支払われない場合について」をご確認ください。
- ④現在の保険契約について一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等*を失うこととなる場合があります。
*オリックス生命の商品（団体保険を除く）には配当はありません。

8 生命保険と税金

ここに記載の税制上の取り扱いは、2018年6月現在のものです。法令改正等により税務の取り扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また個別の取り扱いについては、税理士等の専門家または所轄の税務署にご確認ください。

■生命保険料控除について

1月から12月までの正味払込保険料の一定額が、その年の所得から控除され、それに応じて税金が安くなります。

※この制度は納税する人が保険料を支払い、本人または配偶者、あるいはその他の親族が給付金等の受取人である場合に適用されます。
※生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。オリックス生命から「生命保険料控除証明書」を発行しますので、確定申告または年末調整のために、大切に保管してください。

■給付金等の税制上の取り扱い

入院給付金・手術給付金・先進医療給付金・先進医療一時金・入院一時金・通院治療支援一時金・がん一時金・急性心筋梗塞一時金・脳卒中一時金およびがん通院給付金は、その受取人が被保険者本人のほか、その配偶者、直系血族または生計を一にする親族である場合には、原則として非課税となります。

9 給付金等のお支払いに関する手続き等について

- ①お客さまからのご請求に応じて、給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お受け取りいただける可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに募集代理店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。
 - ②支払事由が発生する事象、ご請求手続き、給付金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり／約款」（「給付金等の請求」）に記載しておりますので、あわせてご確認ください。（ご請求手続き、給付金等をお支払いできない場合についてはオリックス生命ウェブサイトにも掲載しております。）
 - ③オリックス生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、保険契約者のご住所を変更された場合には、必ず募集代理店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。
 - ④給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入の保険契約内容によっては、複数の種類の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
 - ⑤被保険者が給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって給付金等を請求することができます。また、指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の（1）戸籍上の配偶者、（2）親または子、（3）兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます（くわしくは「ご契約のしおり／約款」（「指定代理請求特約」）をご確認ください）。
- ※指定代理請求人に対し、支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。

10 業況の変化による保険金額等の削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。オリックス生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。
詳細については「ご契約のしおり／約款」をご覧ください。か、生命保険契約者保護機構（03-3286-2820月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・生命保険契約者保護機構のウェブサイト <http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。

11 苦情のお申出先およびご相談窓口について

- ①生命保険のお手続きや保険契約に関する苦情・ご相談につきましては、オリックス生命の以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口	フリーダイヤル 0120-227-780 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00（土日・祝日・年末年始休み）
----------	--

- ②保険金・給付金に関するお問い合わせにつきましては、オリックス生命の以下の窓口へご連絡ください。

保険金・給付金 お問い合わせ窓口	フリーダイヤル 0120-506-053 受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み） 保険金・給付金についてのお問い合わせは、受取人ご本人さまよりお願いいたします。
---------------------	---

- ③オリックス生命の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（一般社団法人生命保険協会のウェブサイト <http://www.seiho.or.jp/>）。
なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

●保険販売資格をもつ募集人について

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)はお客さまとオリックス生命の保険契約の締結の媒介を行う者で、保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してオリックス生命が承諾したときに有効に成立します。

電話



金融機関お客さま向けフリーダイヤル

0120-081-166

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休み)

主なサービス内容

- 商品内容について
- 申込方法について

インターネット



オリックス生命 ウェブサイト

<https://www.orixlife.co.jp/>

主なサービス内容

- 住所変更
 - 「生命保険料控除証明書」再発行
- オリックス生命ウェブサイトにて、保険金・給付金等のご請求やお受け取りに関することがらをわかりやすくご案内しておりますので、ご確認ください。

郵送



年に1回、保険契約者に対して現在加入している保険契約内容のご案内をいたします。

くわしくは、生命保険の販売資格を持った三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)にご相談ください。

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「医療保険 新CURE[キュア]」「医療保険 新CURE Lady[キュア・レディ]」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「医療保険 新CURE[キュア]」「医療保険 新CURE Lady[キュア・レディ]」は、オリックス生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は、「医療保険 新CURE[キュア]」「医療保険 新CURE Lady[キュア・レディ]」の引受保険会社であるオリックス生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。
三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

(お問い合わせ・ご照会は)
募集代理店

(契約後のご照会は)
引受保険会社

 **MUFG 三菱UFJ銀行**

三菱UFJ銀行コールセンター[保険]

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

<http://www.bk.mufg.jp>

2018年10月現在 (No.05525)



ORIX オリックス生命保険株式会社

本社/〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ
TEL : 03-6862-6300
<https://www.orixlife.co.jp/>